

国民健康保険についてのお知らせ



加入・離脱の届出を忘れずに

退職や就職、転入・転出などによる国民健康保険（国保）の加入や離脱には届出が必要です。（※「国民健康保険の加入・離脱の届出」参照）

●国保に加入するとき

職場の健康保険などの加入者が退職したり、扶養家族でなくなったりしたなどの理由で国保に加入するときは、社会保険離脱証明書の交付を会社などで受けてください。

●国保を離脱するとき

就職などで職場の健康保険などに加入したときや、その扶養家族になったときなどは国保の離脱手続きが必要です。手続きの際は、職場で交付された保険証を必ず持参してください。

●届出が遅れると

加入の届出が遅れると、一度に多額の国保税の支払いが生じる場合があります。また逆に、離脱の届出が遅れると本来納める必要のない国保税が課税され続けてしまう場合がありますので、**忘れずに届出をお願いします。**

国民健康保険の加入・離脱の届出		
	届出が必要なとき	手続きに必要な物
加入	他の市町村から転入してきた	印鑑
	子どもが生まれた	
	職場の健康保険をやめたか、扶養家族でなくなった	印鑑、社会保険離脱証明書
	生活保護を受けなくなった	印鑑、保護廃止決定通知書
	外国人住民で住民票が作成された（在留期間が3カ月を超えるなど）	印鑑、特別永住者証明書または在留カード（外国人登録証明書）、パスポート
離脱	他の市町村に転出する	印鑑、保険証
	死亡した	
	職場の健康保険に入ったか、扶養家族になった	印鑑、国民健康保険証と加入した職場の健康保険証（認定日が記入されたもの）
	生活保護を受けるようになった	印鑑、保険証、保護開始決定通知書
その他	住所、世帯主、氏名などを変更した	印鑑、保険証
	修学のため他の市区町村に転出し、本町の保険証が必要	印鑑、保険証、在学証明書か学生証の写し

国保の手続きにはマイナンバーが必要です

国保の加入・離脱をはじめ、平成28年1月からのマイナンバー（個人番号）利用に伴い、国保の各種手続きで、マイナンバーの記載が必要となっています。

●マイナンバーが必要な主な手続き

- 国保の加入・離脱の届出
- 保険証の再交付申請
- 限度額認定証の交付申請
- 高額療養費の支給申請
- 療養費の支給申請
- その他

●必要となるマイナンバー

国保の各種届出・申請には、**世帯主および対象者（異動する人や医療を受けた人など）全員のマイナンバー**の記載が必要になります。

届出・申請の際に
持参するもの

- 必要書類（詳細については問合せるか、町ホームページをご覧ください）
- 世帯主および対象者の個人番号カードまたは通知カード
- 来庁者の本人確認書類（運転免許証など）



▶問合せ先 健康福祉課 保険室 ☎ 26-2249(直通)